会 議 の 名 称	令和2年度第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合 下水道事業運営審議会
開 催 日 時	令和2年8月4日(火)14時00分 ~ 15時40分
開催場所	坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 3階議員控室
議長 (会長) の氏名	森田 厚美
出席委員(者)氏名	森田 厚美 ・ 新井 彪 ・ 勝浦 信幸 内野 育雄 ・ 木村 裕 ・ 湯本 曻 川﨑 孝 ・ 熊木 勇 ・ 長 利光
欠席委員(者)氏名	なし
事務局職員の職・氏名	事務局長宇津木優明次長高山淳次長中田真一副参与飯田清貴課長岡本義徳課長安原仁課長大沢嘉史副課長俊之副課長補佐松下昌弘主査吉瀬みゆき主任荒井遥
傍 聴 者	なし
会 議 次 第	 開会 挨拶 諮問書の交付 審議事項 (1)社会資本総合整備計画「坂戸市、鶴ヶ島市における公共下水道計画」及び「坂戸市、鶴ヶ島市における公共下水道事業(重点計画)」の事後評価について (2)その他 閉会
配付資料	【当日配付資料】 ・審議会次第 ・諮問書(写) ・審議会委員名簿 ・職員配置表 ・追加資料-1下水道処理人口普及率 ・追加資料-2社会資本整備総合交付金推移 ・追加資料-3交付対象事業費及び交付金明細書 ・追加資料-4社会資本総合整備計画社会資本整備総合交付金・追加資料-5社会資本整備総合交付金充当契約件数 ・一般会計歳入歳出決算書(平成30年度) ・行政報告書(平成30年度) ・下水道事業会計予算書(令和2年度) ・下水道事業会計予算について 【事前配付資料】 ・社会資本総合整備計画坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道事業の事後評価について

	会議の経過		
発	言	者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
事	務	局	<開会・挨拶>本日は大変お忙しい中、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。本日は委員9名全員の御出席をいただいていることから、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第2項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを御報告いたします。それでは、ただいまから令和2年度第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会を開会いたします。はじめに、森田会長より御挨拶をお願いいたします。
			(会長挨拶)
事	務	局	ありがとうございました。 続きまして、石川管理者より挨拶を申し上げます。
			(管理者挨拶)
事	務	局	ありがとうございました。
			<諮問書の交付>
事	務	局	続きまして、管理者より諮問書の交付を行います。 なお、諮問書の受理につきましては森田会長にお願いいたし ます。
			(管理者から会長へ諮問書を手渡す)
事	務	局	管理者におかれましては、次の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。
			(管理者退席) (諮問書については、コピーを全委員へ配付)
事	務	局	議事に入らせていただく前に、本日の資料を御確認させていただきます。お手元の配付資料一覧と併せて御確認願います。 資料につきましては、審議会次第、諮問書の写し、審議会委員名簿、職員配置表及び追加資料でございます。 審議会委員名簿につきましては、前回の審議会で会長及び職務代理者が決定いたしましたので、職名を入れたものを配付させていただきました。次に職員配置表につきましては、本年4月1日付で職員の人事異動がございましたので、後ほど本日出席している職員の自己紹介をさせていただきます。 次に、今回審議事項の資料を事前に御配りさせていただいたところ、委員さんより御質問をいただきました。 次に、一般会計歳入歳出決算書、行政報告書、下水道事業会

事 計予算書及び下水道事業会計予算書については、前回の審議会 務 で御配りすることになっておりましたので、今回配付させてい ただきました。内容につきましては後ほど御説明させていただ きます。以上が本日配付した資料になります。資料の不足はご ざいませんでしょうか。 また、本日の審議事項であります説明資料につきましては、 事前に御配りさせていただきましたが、本日お持ちいただいて おりますでしょうか。 それでは、本年4月1日付、職員の人事異動に伴い、事務局 職員が一部異動しておりますので、本日出席している職員の自 己紹介をさせていただきたいと存じます。 御配りしております職員配置表を御覧ください。 (職員自己紹介) 事 務 局 それでは、次第に基づきまして議事に入らせていただきま す。 なお、議事の進行につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合 下水道事業運営審議会条例第6条第1項の規定により、森田会 長にお願いいたします。 議 長 それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお 願いします。 審議事項の前に、本審議会の会議につきましては、坂戸、鶴 ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会運営規則第6条第1項の 規定にて公開が原則となっております。 よって本日の会議につきましても公開とさせていただくの で、あらかじめ御了承願います。 次に、傍聴希望者について確認します。 事 務 傍聴者はおりません。 局 本日の会議における傍聴希望者はおりませんので御報告いた 長 議 します。 続きまして、会議録の署名につきましては、同規則第5条に 会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならないと規 定されておりますので、私から指名させていただきたいと思い ます。

本日の会議の会議録署名委員に木村委員さんと湯本委員さんにお願いしたいと思います。

木村委員と湯本委員よろしいでしょうか。

(了承の声)

議

長 木村委員さん、湯本委員さんよろしくお願いします。 それでは、審議事項に移らせていただきます。

<審議事項(1)> 議 長 はじめに、審議事項(1)の「社会資本総合整備計画『坂戸 市、鶴ヶ島市における公共下水道計画』及び『坂戸市、鶴ヶ島 市における公共下水道計画(重点計画)』の事後評価について」 を議題といたします。 事務局より内容説明を求めます。 (事務局より資料に基づいて説明) ありがとうございました。ただいまの説明に対し、御質問・ 議 長 御意見を伺いたいと思います。委員の皆様より何かございます か。 私が質問した内容について、追加の資料を作成していただき皆 委 員 さん御苦労様でございました。資料を拝見させていただきまして 皆さんが適切に事業を進めていることが分かりました。感謝申し 上げたいと思います。私の方は以上でございます。 議 長 他に何かございますか。 委 員 まず資料19ページの将来の見込み。現事業計画の期限である 令和5年度までに完了する見込みであると書いてありますが、令 和5年度までの工事費はどれくらいかかるのか。 事務局答弁。 議 長 事 務 お答えいたします。令和5年度までに完了する事業でございま 局 すが、追加でお配りいたしました追加資料-4を御覧ください。 こちらが社会資本整備総合計画の令和元年度から令和5年度に かけての計画の内容でございます。こちらの事業の費用といたし ましては、2枚目、3枚目に記載されている表の右から3列目に 全体事業費という欄がございます。こちらが予定しております 全体事業費になります。3枚目の最下段を御覧ください。 合計46億5100万円の事業費を見込んでおります。 他にございますか。 議 長 基本的な質問ですが、当初公共下水道事業の計画が平成30 委 員 年度までということで事業を実施し、そのうちの何点かは重点 計画の方に移行したということですよね。重点計画については、 計画期間が平成30年度単年度ということですが、「平成30年度 中に事業完了できなかったため、翌年度以降に繰越して事業を実 施しました。」とありますが、その中で表現の問題もあると思うの ですが、資料23ページの総合的な所見では「平成30年度分の 事業2件を重点計画に移行し、他事業と合わせながら一体的に公 共下水道事業を行うことで目標を達成することができた。」とあり ますが、この表現で問題無いですか。 議 長 事務局答弁

	マケ		お歴されよります またとの中田の月月~12012 1801 一十世 -
事	務	局	お答えいたします。こちらの表現の仕方ですけれども、事業の 実施といたしましては繰越で1年間遅れましたが、計画自体は 平成30年度までの計画の延長という形で進めておりますので、 予定しておりました事業は全て計画通り進んだということです。
委		員	要するに重点計画の目標は平成30年度だけれども計画期間を 延長しているので、今評価するとなると目標を達成できたという 理解でよろしいわけですね。わかりました。
議		長	その他にありますか。
委		員	資料6ページ、目標達成状況に対する所見のところで、「埼玉県との汚泥共同処理の開始に伴い増設を取りやめることとし、事業計画より削除したことから、今回は事業を実施しなかった。」とありますが、埼玉県との汚泥共同処理という事業の内容について少し御説明ください。
議		長	事務局答弁
事	務	局	お答えいたします。これは埼玉県が管理している流域下水道の 処理場にある汚泥焼却炉を利用した事業であります。こちらの焼 却炉については、焼却能力に余裕がありまして、埼玉県内の公共 団体で希望するところがあれば、その余裕分の汚泥を受け入れ て、県が焼却処理をするというのが主な趣旨でございます。
委		員	それはある程度恒久的に処理していただけるということか。
議		長	事務局答弁
事	務	局	お答えいたします。現時点では、こちらが希望した汚泥量は問 題なく処理していただいております。
委		員	汚泥の全量を処分してもらうということは出来ないのか。
議		長	事務局答弁
事	務	局	お答えいたします。共同処理で処分できる量は、余裕分を調整して決められております。組合から発生する汚泥につきましては、処分先を何ヶ所かに分けており、埼玉県との汚泥の共同処理もその中の一つであります。他にはセメントの原料、堆肥などの有効利用もしておりまして、複数の処分先を確保している状況でございます。
議		長	よろしいですか。
委		員	はい。ありがとうございます。 続いてよろしいでしょうか。説明の中で、最終的に北坂戸水処 理センターで行っている処理を全て石井水処理センターで行なう ことで、効率的な運営をするというのが大きな目標となっている とのことですが、事業計画では北坂戸水処理センターの汚水を石

井水処理センターに持っていくのは何年度を目標としているの か。また、事業が完了し北坂戸水処理センターからの管を繋ぐ、 若しくは圧送するなどして、北坂戸水処理センターの必要性が無 くなったときはどうするのかについて考えをお聞かせ願いたい。 議 長 事務局答弁 事 お答えいたします。北坂戸水処理センターにつきましては、昭 務 局 和48年度から供用開始しておりまして、約50年経過いたしま した。本来でしたら施設の大規模修繕等が必要ですが、石井水処 理センターに統合するということを目標としておりましたので必 要最小限の改修で済ませているところです。北坂戸水処理センタ 一の汚水を受け入れるために、本年度から石井水処理センターの 増設工事に着手いたしまして、令和7年3月、年度といたしまし ては令和6年度末に北坂戸水処理センターを廃止いたしまして、 石井水処理センターに統合して汚水処理をする計画となっており ます。現在、北坂戸水処理センターと石井水処理センターとの間 にはバイパス管が整備済みでありますので、北坂戸水処理センタ 一の配管の一部を改修することによって、北坂戸水処理センター に流れて来た水がそのまま石井水処理センターのほうに流れ込む という計画であります。今後の北坂戸水処理センターの活用方法 につきましては、現時点では大雨等で流入下水量が増えた時に暫 定的な流量調整池として使用する計画であります。 流量調整池として活用するということは、雨水対策施設として 委 員 そのまま下水道組合の管理ということですか。 議 長 事務局答弁 事 楘 お答えいたします。雨水対策施設としてではなく、汚水の貯留 局 施設として活用します。大雨の時には多少なりとも雨水が流入し ますので、その分、今の施設の処理能力ではキャパシティを超え てしまう可能性がありますので、一時的に汚水を貯留させるとい う計画でございます。 よろしいですか。 議 長 委 流量調整池に改修する場合、補助対象になりますか。 員 議 長 事務局答弁 事 務 現時点では、改修費用について補助対象になるかは不明であ 局 り、調べているところであります。 委 北坂戸水処理センターは、建設当時から迷惑施設ということで 員 周辺住民の反対が強く、当時下水道組合と坂戸市はだいぶ苦労し て、地元関連施設として集会施設などの維持管理費も下水道組合 が負担しているのではないかと思いますけど、そういう経緯があ る中で土地利用が変わってくるということについては、その辺も

念頭に入れてよく御相談いただきたいと思っています。

それは要望ということでよろしいですか。 議 长 委 員 はい、結構です。 他にございますか。 議 長 委 員 今後、下水管の入替え等の維持管理業務の比率がかなり変わっ てくると思いますが、維持管理の費用や内容についてはどのよう にお考えか。下水道組合ができる前から雑排水管として使用して いる管も坂戸市と鶴ヶ島市には存在する。管の材質、種類も様々 であり、どのくらいの耐用年数があるのかわかりませんが、50 年近く経過した管もあるわけで、空き家等の使われていない管な どはどんどん劣化すると思われる。そういった管の維持管理も次 回の検討事項として考えていかなくてはと思います。 議 長 事務局答弁。 事 務 局 御指摘のとおり、組合が設立した当時に建設された管渠は50 年近く経過しております。それらについては以前、「下水道長寿命 化計画」というものがございまして、施設ごとの維持管理・改築 の計画を策定し、補助金を活用し施設の改築更新を行うものであ りますが、それに代わる制度としまして「下水道ストックマネジ メント計画」がございます。これは施設全体の維持管理・改築の 計画を策定するものでございます。社会資本整備総合交付金を 活用しての下水道施設の点検・調査・改築をする場合には、あ らかじめ下水道ストックマネジメント計画の策定が交付要件と なっておりますので、今年、計画をまとめて国に提出する予定 であります。まずは、受け皿であります処理場の更新を実施 し、管渠について更新していくというような形で考えていま す。 よろしいでしょうか。他に何かございますか。 議 長 基本的なことになりますが、資料7ページの例えば「A07-委 員 001石井処理区汚水管渠整備事業」については、平成30年度 分を重点計画に移行したということで、資料22ページの上段、 全体事業費が6億7百万円、執行額が6億円を少し超えるくらい ということでありますが、最初から重点計画として事業を行って いれば、事業の進捗率も上がったのではないかと単純に考えるわ けです。そこで事業を進捗するための重点計画に移行する判断基 準をどのように考えているのかお聞きしたい。 事務局答弁 議 長 事 務 お答えいたします。おっしゃる通り、当初平成26年度から 局 30年度までということで計画を策定しておりました。その中で 国から重点計画の内容が拡充されたことに対しまして、組合で計 画している中で重要となるものについては、重点計画へ移行する ようにとの指導があったことから、今回重点計画に移行したもの

でございます。

委		 員	重点計画に移行する内容の基準は、国からの指示に従ったとい
安		貝	重点計画に移行する内容の基準は、国からの指示に促ったというわけですね。はい、わかりました。
議		長	よろしいですか。他にございませんでしょうか。
委		員	ただいまの質問に関連したことですが、重点計画が3つあり、 それぞれ繰越になっていますが、繰越の理由について教えていた だきたい。
議		長	事務局答弁。
事	務	局	お答えいたします。繰越となりました事業といたしましては、資料22ページを御覧ください。「A07-001 石井処理区汚水管渠整備事業」につきましては、当初平成31年度に予定しておりました面整備工事を平成30年度に前倒しして実施したことにより、年度内に整備ができず繰越となりました。資料25ページの図面を御覧ください。水色で着色してある中の赤い線の部分になります。 続きまして資料22ページの「A07-002 石井水処理センター水処理施設増設事業」、「A07-003 石井水処理センターポンプ設備増設事業」につきましては、一体的な工事として発注しておりまして、機器の製作が当初計画しておりました期間内に完成することが出来なかったものであります。こちらも事業を1年間繰越して令和元年度に終了したという内容になります。
議		長	他に質問よろしいでしょうか。それでは質問がないようですのでお諮りいたします。 ただいま、審議いただきました事後評価につきまして、審議会としての意見を管理者へ答申したいと思います。本件の事後評価は妥当と判断することでよろしいでしょうか。
委		員	答申書の文章表現について、委員のみなさんから様々な意見を いただいたので、文章の内容ですが「あらゆる観点から審議した 結果」という文言を入れてはいかがでしょうか。 (異議なしの声)
議		長	それでは、事務局の方で答申案をまとめていただきたいと思います。
			(暫時休憩、答申書の作成)
議		長	再開いたします。事務局の方で答申案をまとめていただきまし たので説明をお願いいたします。
			(事務局より答申案の説明)
議		長	それでは、審議会の意見といたしましては、ただいまの答申案 のとおり管理者へ答申することとしてよろしいでしょうか。

			(異議なしの声)
議		長	<審議事項(2)> 続きまして、審議事項(2)「その他」を議題といたします。 委員の皆様より何か御質問等はありますか。
			(特になしの声)
議		長	事務局より何かありますか。
事	務	局	前回の審議会で企業会計へ移行したことについてお話がございましたので、御説明させていただきます。まず、お手元に配付いたしました「一般会計歳入歳出決算書」、「行政報告書」については平成30年度分のものでございますが、最新の令和元年度分については、議会の議決後に配付させていただきます。「下水道事業会計予算書(令和2年度)」につきましては、企業会計導入後による新しい形式での予算書となっております。
			(事務局により予算書について説明)
議		長	何か御質問はありますか。
委		員	当面は二本立てで見ていくという形でよろしいのですよね。 前年度の損益計算書、貸借対照表はでているのか。
議		長	事務局答弁。
事	務	局	お答えいたします。予算書の13ページをお願いします。企業会計導入における開始時点での貸借対照表でございます。一番下段が下水道組合の総資産になりまして638億円となっております。次ページに損益計算書がございます。次に予算書の11ページを御覧ください。こちらが令和2年度の予算執行における貸借対照表になってございます。
委		員	これは単年度の企業会計の形ですよね。月次決算という形をとって1年間のまとめをやっていくということでよろしいのですよね。
事	務	局	毎月、監査委員による例月出納検査を受けており、最終的に決 算審査を行うこととなります。
議		長	他にございますか。
事	務	局	今後の審議会の予定につきましてお話させていただきます。 今回御審議いただきました社会資本総合整備計画につきまして は、次の計画が令和5年度までとなっておりますので、それ以降 に事後評価をお願いすることになるかと思います。 それから組合のほうで進めております計画ですが、まず1つ目 といたしまして、どこまでのエリアを下水道整備するのか、とい う一番大きな計画である全体計画の見直しを今年おこなっている

ところであります。2つ目といたしましては、先ほど御質問をいただいた中で出てきた、ストックマネジメント計画であります。 今後の更新計画につきましても今年進めているところであります。

また、3つ目といたしましては、国の方から経営戦略といいまして、10年くらい先までの中期計画を本年度中に作るよう指導がありまして、こちらも進めているところであります。

このような中で、現行の下水道使用料の算定期間が今年、令和2年度が最終年度でございまして、本来でしたら今年度、現行使用料の検証、時期、試算を行っていくべきでありますが、現在新型コロナウイルス感染症の影響で社会経済情勢の先行きが不透明であること、また組合で策定している計画を進めている途中であること、企業会計に移行して決算が一回も出ていないことなどから、使用料改定については、1年先送りして令和3年度に検討をしていきたいと考えております。このことは、正副管理者と協議をさせていただき了解をいただいています。

委員の皆様におかれましては、来年度検討していただくこと となりますのでよろしくお願いいたします。

議長

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。委員の皆様には、長時間にわたり御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

<閉会>

事 務 局

森田会長ありがとうございました。委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。これをもちまして坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会を終了させていただきます。